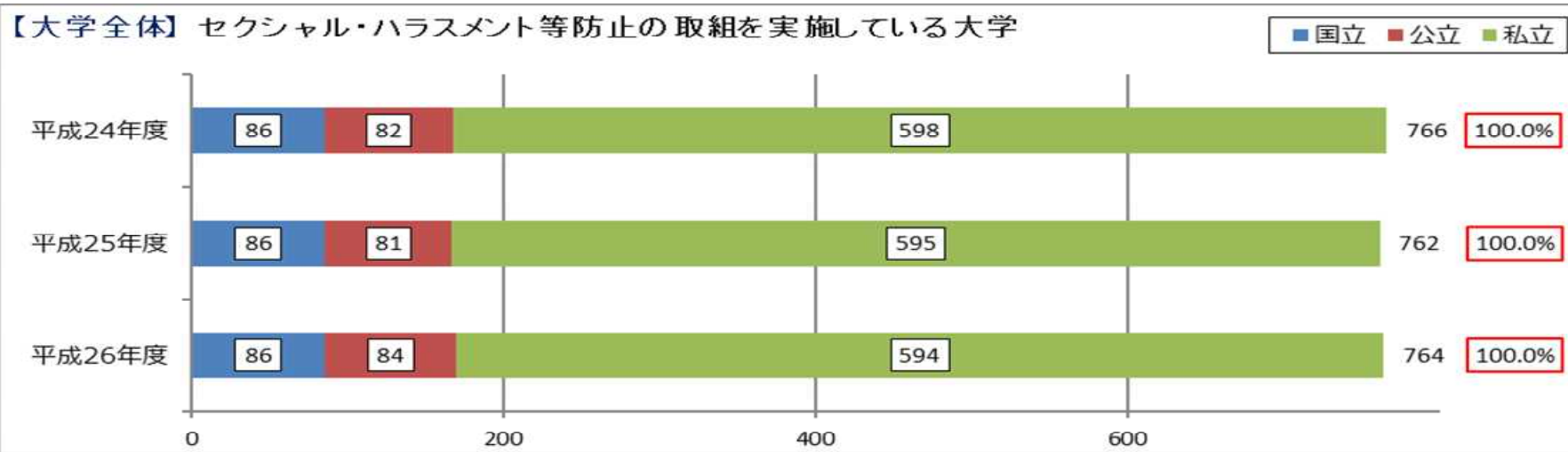
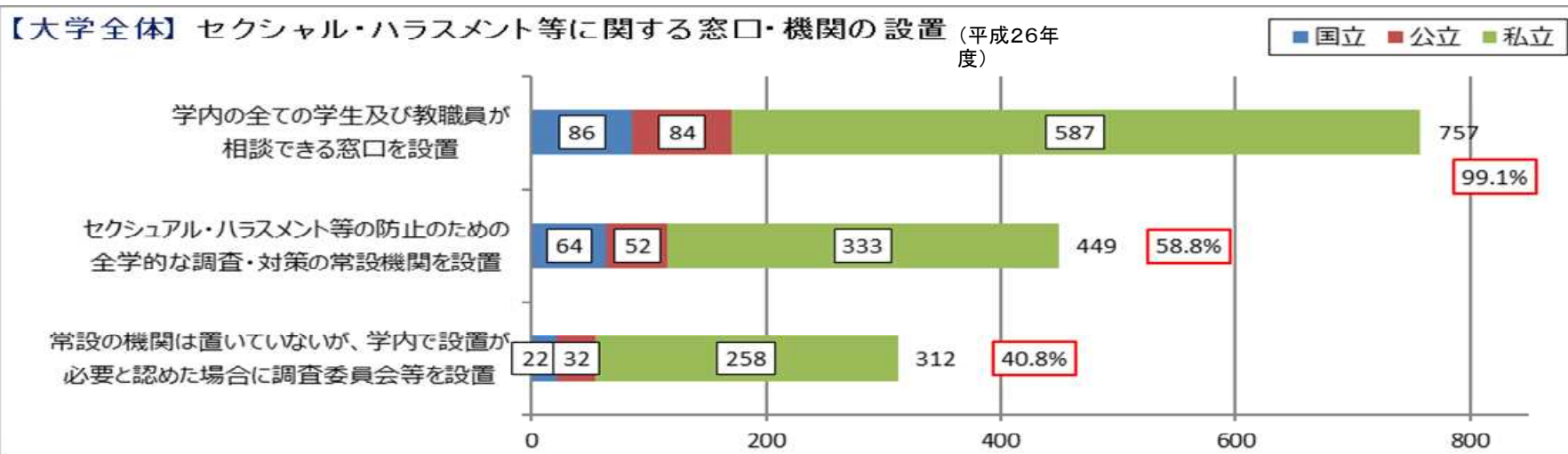


ハラスメント防止に関する取組状況

【大学全体】 セクシャル・ハラスメント等防止の取組を実施している大学



【大学全体】 セクシャル・ハラスメント等に関する窓口・機関の設置 (平成26年度)



注) セクシャル・ハラスメント等には、アカハラ、パワハラ等を含む。

出典: 「平成26年度大学における教育内容等の改革状況について」(文科省調べ)
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/005.htm 1

外部の機関を活用したハラスメント防止取組（例）

学外相談窓口として外部の民間相談機関を活用【群馬大学 H18.4～】

学内の相談窓口のほか、学内相談員に相談しにくい場合への対応として、相談サービス・コンサルタント会社と契約し、専門の相談員が電話等で相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員，学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 精神保健福祉士，臨床心理士等
- 手段 電話：月～金（12～21時），土（9～17時）※年末年始，祝日は除く
mail：24時間

コンプライアンス相談窓口として契約した外部の機関を活用【東京大学 H26.7～】

学外の弁護士事務所と契約し、コンプライアンス事案のほか、ハラスメントについても大学を通さずに弁護士が電話等で直接相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員，学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 弁護士
- 手段 電話：月～金（12～19時）※年末年始，土日祝は除く
mail：24時間 等

ハラスメント対応の専門部署の相談員に外部機関の専門家を活用【関西学院大学 H28.4～】

学内に「ハラスメント相談センター」を設置し、また学外のNPO法人と契約し、専門の相談員を配置するなど、相談活動，啓発・広報活動を通じハラスメントを生まない環境づくりを推進。

- 構成員 センター長，副センター長，専門相談員
- 利用者 教職員，学生等（匿名・実名対応可）
- 手段 開室：火，木，金（10～16時45分）※祝日は除く
mail：24時間 等

文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について(H11.3.30文部省高等教育局長通知)

第4次男女共同参画基本計画 (H27.12.25閣議決定) (抜粋)

第2部-II- 第7分野-8-イ(教育の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策等の推進)

- ①国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行う。
- ②大学は、**相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。**また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)(H28.4.1初中局児童生徒課) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針(改正H28.8.2厚生労働省告示第314号)(抜粋)

2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容

- (1) (中略)また、**被害を受けた者(以下「被害者」という。)の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。**

法務省における人権相談について

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

人権相談・調査救済制度リーフレット

相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html

外国人のための人権相談について

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

◆相談体制の整備や啓発活動の実施等ハラスメントの防止等にむけた積極的な取組をお願いいたします。

高大接続改革の必要性

- 国際化、情報化の急速な進展 → 社会構造も急速に、かつ大きく変革。
- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素※」をバランスよく育むことが必要。

高等学校教育改革

《「学力の3要素」の確実な育成》

✓教育課程の見直し

- 平成28年12月答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」
- 平成29年度に高等学校学習指導要領を改訂予定（育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し）

✓学習・指導方法の改善と教員の資質能力の向上

- 「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」について学習指導要領と一体で議論
- 平成27年12月答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
- 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律案」（教特法、免許法、教員研修センター法の一括改正）が成立（平成28年11月）

✓多面的な評価の推進

- 「高校生のための学びの基礎診断」の実施方針を策定（平成29年7月）
- 「キャリア・パスポート（仮称）」の調査研究事業を実施（平成29年度）
- 高校学習指導要領の改訂を踏まえ、指導要録参考様式を見直す予定（平成30年度以降）
- 「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン（案）」について、検討まとめ（平成29年8月）

※「学力の3要素」

- ① 知識・技能の確実な習得
- ②（①を基にした）思考力、判断力、表現力
- ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

大学教育改革

《「学力の3要素」の更なる伸長》

✓「三つの方針※」に基づく大学教育の質的転換

- 「三つの方針」の一体的な策定・公表の制度化（平成29年4月施行）
- 「三つの方針」策定・運用に関するガイドラインを国が作成・配布

✓認証評価制度の改善

- 「三つの方針」等を共通評価項目とし、平成30年度から認証評価に反映

※「三つの方針」とは、卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、入学者受入れの方針を指します。

大学入学者選抜改革

《「学力の3要素」の多面的・総合的評価》

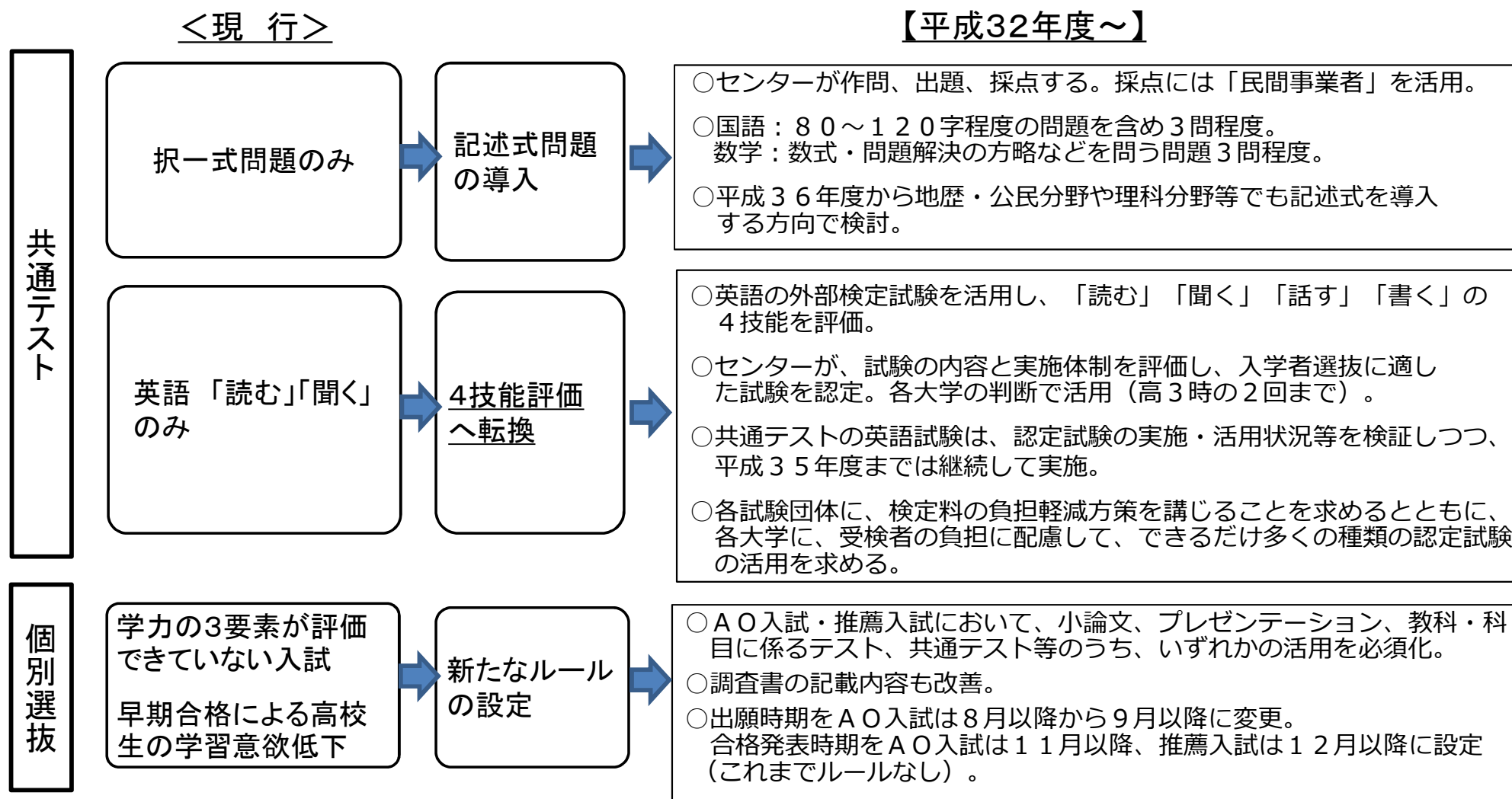
✓「大学入学共通テスト」の導入

- ◎ 思考力・判断力・表現力の一層の重視
- ・ 「大学入学共通テスト」の実施方針を決定（平成29年7月）
 - ▶【国語】【数学】…記述式問題を導入
 - ▶【英語】…4技能（読む・聞く・話す・書く）を適切に評価するため、民間等が実施する資格・検定試験を活用

✓個別入学者選抜の改革

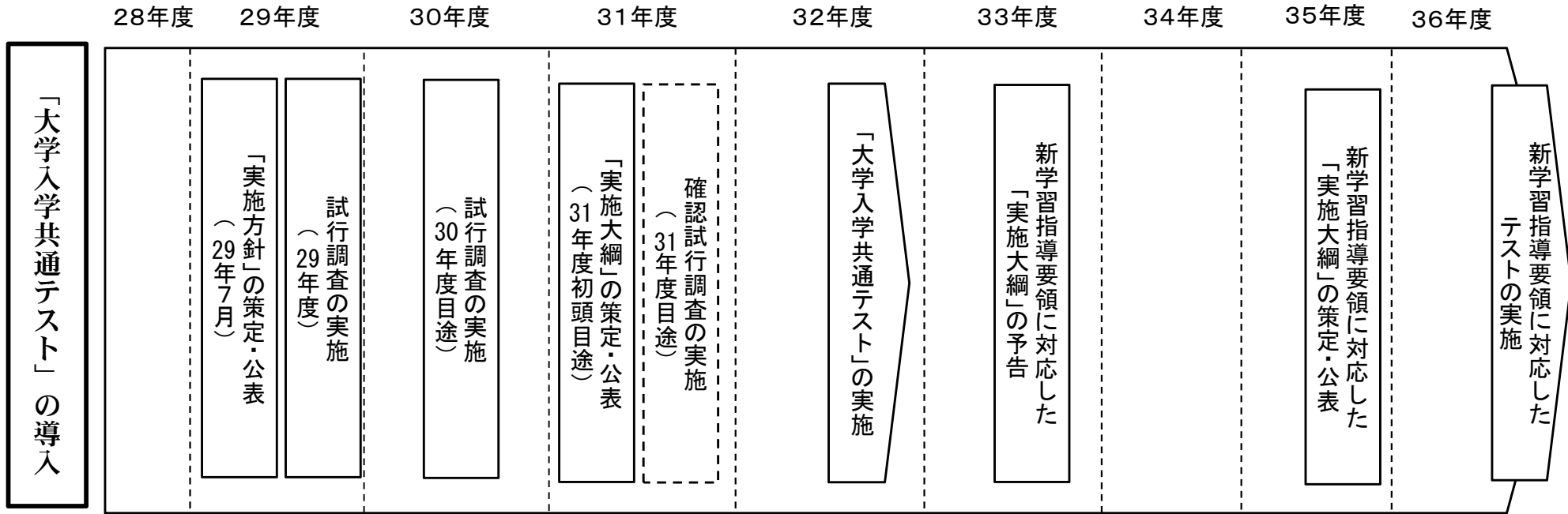
- ◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善
- ・ 新たな評価方法の開発・普及（平成28年度から）
 - ▶大学入学者選抜改革推進委託事業
- ・ 「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」を決定（平成29年7月）
 - ▶入学者選抜に関する新たなルールの設定
 - ▶調査書・提出書類の改善

- ◆ 受検生の「学力の3要素」について、多面的・総合的に評価する入試に転換
 - ① 知識・技能 ② 思考力・判断力・表現力 ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
- ◆ 高大接続改革実行プラン、高大接続システム改革会議最終報告に沿って、大学入学者選抜の改革を着実に推進
- ◆ 平成32年度「大学入学共通テスト」開始 ※記述式、英語4技能
平成36年度 新学習指導要領を前提に更に改革



試行調査（プレテスト）の実施内容と今後のスケジュール

「大学入学共通テスト」実施方針（平成29年7月13日文部科学省公表）より更新（平成30年1月時点）



試行調査等		フィジビリティ検証事業	試行調査	試行調査	確認試行調査
	受検者数	約1千人	5万人規模	10万人規模	
	対象者	大学1年生	原則、高校2年生以上 (一部、高校3年生以上を含む)	原則、高校2年生以上 (一部、高校3年生以上を含む)	平成29、30年度の 結果を踏まえつつ、実施も含め、 詳細について今後検討予定
	対象教科等	国語、数学	国語、数学、地歴・公民、理科、英語、特別の配慮等	国語、数学、地歴・公民、理科、英語、特別の配慮等 <small>(※)</small> ※具体の対象科目は要検討	
	実施時期	11月、2～3月	11月 (一部、2月頃)	11月	

平成29年11月試行調査（プレテスト）実施概要

大学入試センター資料を改変

① 意義	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たなねらいの問題を出題した場合の正答率や解答の傾向等を地域バランス等にも配慮しながら分析に必要な規模のデータを収集。 ○ 高校生にとっても試行調査により、深い理解を伴った知識や思考力・判断力・表現力を問うことをより重視した問題で、自分の力を試すことができる。 ○ 試行調査はあくまで検証のためのものであり、今回の問題構成や内容が必ずしもそのまま大学入学共通テスト（平成32年度～）に受け継がれるものではない。 	
② 実施日程	<p style="text-align: center;">平成29年11月13～24日内で参加高校が任意の日時で実施</p> <p style="text-align: center;">※英語や受験上の配慮については、平成30年2月頃実施予定</p>	
③ 実施科目	<p style="text-align: center;"><記述式＋マークシート式></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国語 ・ 数学Ⅰ・数学A <p style="text-align: center;">※その他アンケート、自己採点を実施</p>	<p style="text-align: center;"><マークシート式></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 数学Ⅱ・数学B ・ 世界史B、日本史B、地理B、現代社会 ・ 物理、化学、生物、地学 <p style="text-align: center;">※その他アンケートを実施</p>
④ 試験時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国語：100分 ・ 数学Ⅰ・数学A：70分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべて60分
⑤ 実施規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,889校（全高校数4,963校中） ・ 国語 約65,000人 ・ 数学Ⅰ・数学A 約54,000人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,889校（全高校数4,963校中） ・ 1科目当たり約1,000人～約16,000人
⑥ 受検対象者	高2生以上	高3生（原則）
⑦ 調査結果	統計処理をしたうえで全体の調査結果を公表予定	
⑧ 実施会場	参加する各高校	
⑨ 試験監督等	参加する各高校の教職員	

平成30年11月試行調査（プレテスト）実施概要（予定）

大学入試センター資料を改変

区分	A日程	B日程
①趣旨	記述式やマークシート式の問題等の検証 新たに試験の実施運営等も含めた総合的な検証	
②実施日程	平成30年11月10日(土) 13時～18時 ※時間割は検討中	平成30年11月10日(土)、11日(日)の2日間 ※現行のセンター試験とほぼ同様の時間割
③実施科目	<ul style="list-style-type: none"> ・国語（記述式含む） ・数学Ⅰ・数学A（記述式含む） ※その他アンケート、自己採点を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国語、英語（リスニング含む） ・数学Ⅰ・数学A、数学Ⅱ・数学B ・地理歴史、公民、物理、化学、生物、地学、 ・物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎 ※その他自己採点、アンケート、大学からの聞き取り等を実施
④試験時間	<ul style="list-style-type: none"> ・国語：100分 ・数学Ⅰ・数学A：70分 	<ul style="list-style-type: none"> ・国語：100分 ・英語：80分＋リスニング45分 ・数学Ⅰ・数学A：70分 ・その他の科目はすべて60分
⑤受検対象者	高2生以上<B日程と合わせて10万人規模>	原則高3生<1科目数千人、総数2万人程度で検討中>
⑥実施会場	原則、現行センター試験のすべての大学会場	現行センター試験の大学会場（全都道府県）で検討中
⑦試験監督等	大学教職員	
⑧費用負担	会場費用、試験監督者謝金等の経費は、現行センター試験の配分の考え方を踏まえ、所要額を措置	
⑨検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・実施・監督マニュアル、問題冊子、解答用紙、下書き用紙及び筆記用具 ・試験時間延長に伴う時間割等の構成と受検者の負担感等のバランス ・平成29年度試行調査の結果を踏まえた、問の構成の在り方、問題の内容と試験時間のバランス ・作問過程、採点基準、採点期間中の作問担当者を含めた採点のあり方や採点の工夫 など 	

○ リスニングは、個別音源機器以外の方法で実施する予定であるため、試験時間は45分。（現行の大学入試センター試験では60分）。

○ 現行のセンター試験全利用大学において、原則としてA日程・B日程いずれかの日程で実施することを想定。

○ 各大学における試行調査の実施規模については、センター試験の試験場設置や高校生の交通の利便性なども踏まえつつ検討中。

大学入試英語成績提供システムに係るスケジュール（予定）

大学入試センター

文部科学省

英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する連絡協議会

英語の資格・検定試験とCEFRとの対応関係に関する作業部会（CEFR作業部会）

<平成29年>

【成績提供システムへの参加要件の策定に向けたプロセス】

新テスト実施企画委員会

8～9月

新テスト実施企画委員会の下に設置されている英語四技能実施企画部会において、参加要件案を検討

・大学入学共通テスト実施方針を受けた今後の方向性について意見交換
・CEFR作業部会設置の了承

試験実施団体におけるCEFRとの対応関係の検証等について意見交換

10月中旬

新テスト実施企画委員会参加要件最終案決定

11月1日

参加要件決定

11月8日

大学入試英語成績提供システム参加要件公表

【システムへの申込受付から確認までのプロセス】

11月中旬

資格・検定試験団体からの申込受付開始

11月中旬
～12月中旬

申込受付期間
(必要に応じて事前相談を受付)

12月下旬

申込状況公表

<平成30年>

1月初旬
～3月下旬

申込のあった試験について参加要件を満たしているかの確認及び団体との調整

・高等学校学習指導要領との整合性の確認

・試験とCEFRとの対応関係等の確認

試験とCEFRとの対応関係等について意見交換

3月末日途

確認結果の公表

CEFR対照表の公表

CEFR対照表の作成について意見交換

<平成32年>

4月～

参加要件等を満たした試験について大学への成績提供開始

大学入試英語成績提供システムへの参加の申込のあった資格・検定試験一覧

(アルファベット・50音順)

	資格・検定試験実施主体名	資格・検定試験名
	Cambridge Assessment English (ケンブリッジ大学英語検定機構)	ケンブリッジ英語検定
1		C2 Proficiency
2		C1 Advanced
3		B2 First for Schools
4		B2 First
5		B1 Preliminary for Schools
6		B1 Preliminary
7		A2 Key for Schools
8		A2 Key
9		リンガスキル Linguaskill
10	Educational Testing Service	TOEFL iBTテスト
11	IDP:IELTS Australia	International English Language Testing System(IELTS)
12	一般財団法人 国際ビジネスコミュニケーション協会	TOEIC® Listening & Reading TestおよびTOEIC® Speaking & Writing Tests
	株式会社ベネッセコーポレーション	GTEC
13		Advanced
14		Basic
15		Core
16		CBT
17	公益財団法人日本英語検定協会	Test of English for Academic Purposes(TEAP)
18		Test of English for Academic Purposes Computer Based Test(TEAP CBT)
		実用英語技能検定 (英検)
19		1級
20		準1級
21		2級
22		準2級
23	3級	
24	ブリティッシュ・カウンシル	International English Language Testing System(IELTS)

新しい経済政策パッケージについて

◆新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）より抜粋

第2章 人づくり革命

3. 高等教育の無償化

（これまでの取組と基本的考え方）

最終学歴によって平均賃金に差があることは厳然たる事実（※5）である。また、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低い、これもまた事実である。貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学に進学できる社会へと改革する。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現する。このため、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。

（具体的内容）

低所得者層の進学を支援し、所得の増加を図り、格差の固定化を解消することが少子化対策になるとの観点から、また、真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう、支援措置の対象は、低所得世帯に限定する。

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する。

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費（※8）を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。

また、全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

（※8）他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、（独）日本学生支援機構「平成24年、26年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限る。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、**大学等の受験料を計上する。**

（実施時期）

こうした高等教育の無償化については、2020年4月から実施する。なお、上記で具体的に定まっていない詳細部分については、検討を継続し、来年夏までに一定の結論を得る。

平成30年2月1日

平成30年4月に向けた労働契約法の「無期転換ルール」への適切な対応について

労働契約法(平成19年法律第128号)第18条においては、同一の使用者ととの間で、期間の定めのある労働契約が通算5年を超えて反復継続された場合は、有期契約労働者(期間の定めのある労働契約を締結している労働者をいう。以下同じ。)の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み(以下「無期転換ルール」という。)が規定されています。

無期転換ルールについては、平成30年4月以降、多くの有期労働契約者に同条第1項に基づき期間の定めのない労働契約への転換を申し込むことができる権利が発生することから、各学校法人においては、厚生労働省のリーフレット(別添)に基づき適切にご対応願います。

(本件照会先)

大臣官房人事課計画調整班

03-5253-4111 (内線2128、3129)

高等教育局大学振興課

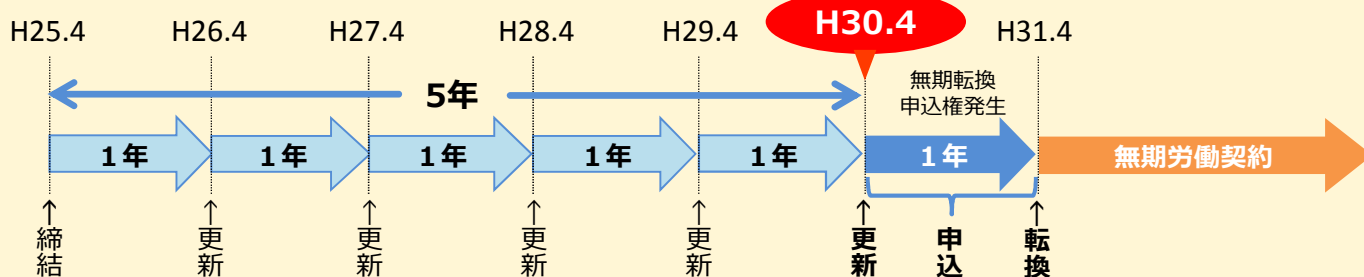
03-5253-4111 (内線3082、3371)

安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

無期転換ルールとは

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

お困りの場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



無期労働契約転換申込書

殿

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 _____ 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 平成 年 月 日

職氏名 _____ 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。

大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して 授業を実施する際の留意点について

平成30年1月

1. 全体的な考え方

- 大学設置基準第19条第1項に規定しているとおり、大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則。
- ただし、19文科高第281号において通知しているとおり、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することも認められる。
- このような授業を行う場合には、例えば、
 - ①授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
 - ②大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
 - ③大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
 - ④大学の授業担当教員による成績評価が行われるなど、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。
- また、授業担当教員を同じくする複数の授業科目の授業が別々の場所において同時に実施される場合についても、同様の考え方により、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要。

2. 請負契約の活用に係る留意点

- 大学が、請負契約を活用するなどして、授業担当教員以外の者を活用して授業を実施する際には、教育関係法令（学校教育法、大学設置基準等）や労働関係法令（職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示等）の規定に則して実施しなければならない。
- 請負契約を活用する場合には、契約内容について関係法令の違反がないか確認するとともに、疑義がある場合は、文部科学省や管轄の都道府県労働局に適宜相談するなど、関係法令に則した適切な対応をとること。

- なお、大学の職員（教員を含む。）とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者であると解しており、請負契約により大学の校務を請け負った事業者に雇用されて当該校務に従事する者については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではないため、職員には当たらず、したがって、授業担当教員とはならない。
- 平成 17 年度学校法人の運営等に関する協議会において配布した「大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについて」については、請負契約の性質に鑑み、請負契約により大学の校務を請け負った事業者に雇用されて当該校務に従事する者が授業担当教員となることはできないことを踏まえて留意点を示したものである。
- すなわち、当該資料中「実際に教育にあたる教員」とは「授業担当教員」に相当し、「授業を行う教員を補助する」とは、「(担当教員の責任の下で) 担当教員以外の者を活用して授業を実施する」ことに相当するものであり、その考え方には変更はない。

【参照条文】

○学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（抄）

第九十二条 ①・② （略）

③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

④～⑩ （略）

○大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）（抄）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 （略）

【参考資料】

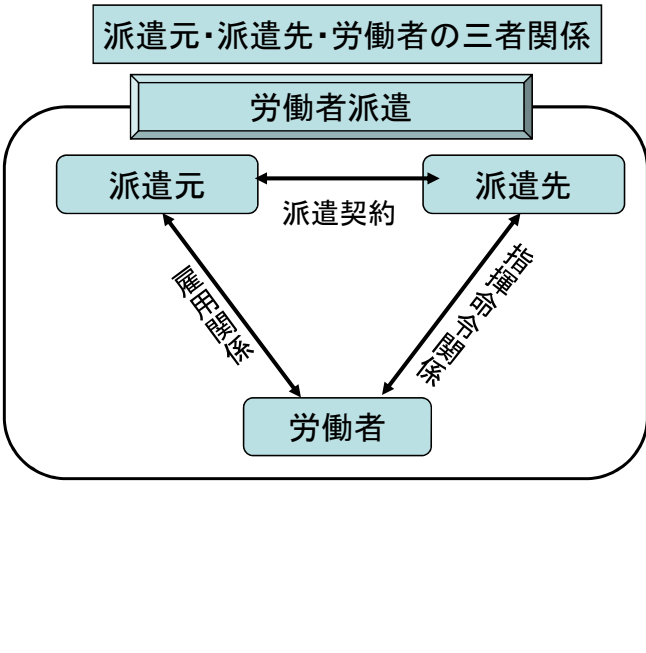
○「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」

（厚生労働省ホームページ）

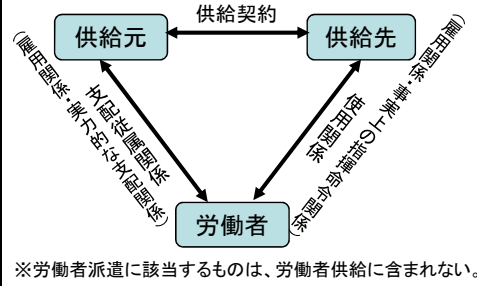
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000078287.pdf>

○ 労働者派遣等の労働力需給調整の仕組み

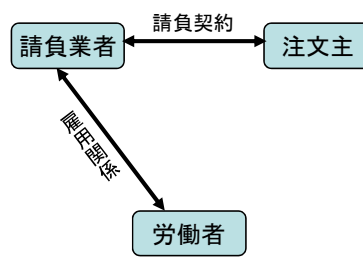
労働者派遣：自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること。（労働者派遣法第2条第1項）



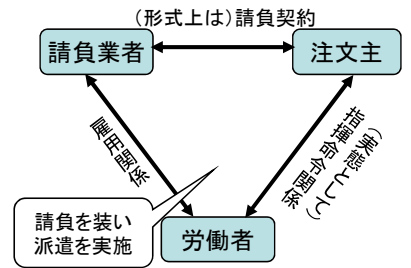
(参考1) 労働者供給



(参考2) 請負



(参考3) 偽装請負(法的には労働者派遣に該当)



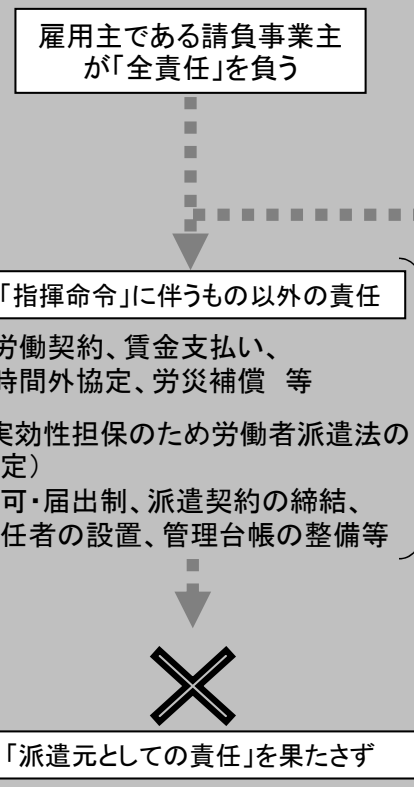
※ 労働者供給については、職業安定法の規定により業として行うことが禁止されている。

※ 労働者派遣は、従来の労働者供給の一形態に当たるものであるが、労働者派遣法により、一定のルールのもとに適法に事業として行えることとなったもの。

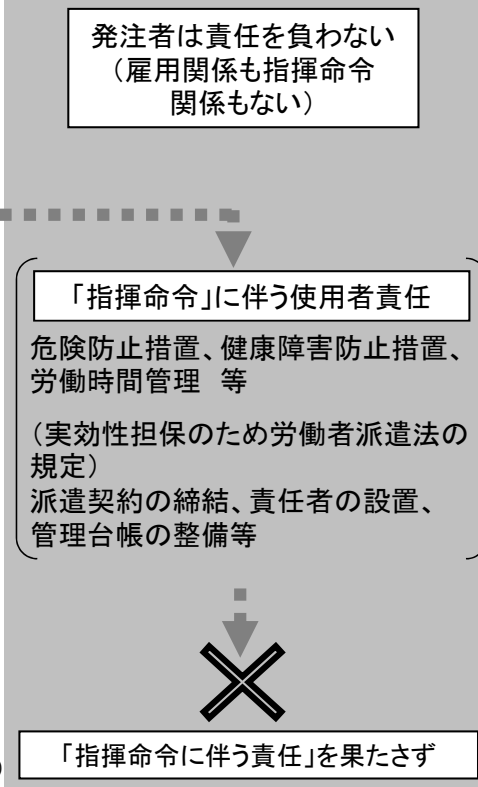
○ 請負と労働者派遣と偽装請負

偽装請負とは、請負、業務委託などと称して、派遣契約を締結することなく労働者派遣を行うこと。雇用主等が果たすべき責任の所在が曖昧となり、労働災害の発生等の問題に繋がる。

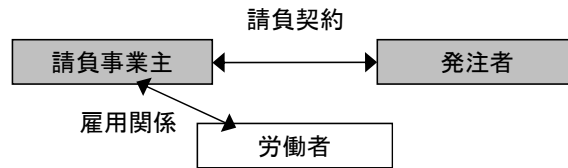
労働者に対する責任



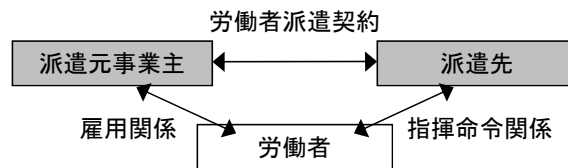
労働者に対する責任



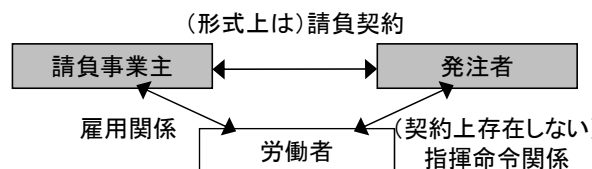
① 請負



② 労働者派遣



③ 偽装請負(実質「労働者派遣」に該当)



○「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」 (昭和61年労働省告示第37号)

【目的】

労働者派遣法の適正な運用のためには、労働者派遣事業に該当するか否かの判断を的確に行う必要があります。この基準は、労働者派遣事業か請負により行われる事業かを区分することを目的として定められています。

区分基準の柱

偽装請負にならないためには①

自己の労働者を直接利用していること。つまり、発注者から指揮命令を受けずに業務処理を行っていること。

- 具体的には、
- 業務の遂行方法に関する指示
 - 労働時間等に関する指示
 - 配置決定や服務規律に関する指示などを請負事業主が行っているかによって判断している。

偽装請負にならないためには②

請け負った業務を自己の業務として相手方から独立して処理していること。

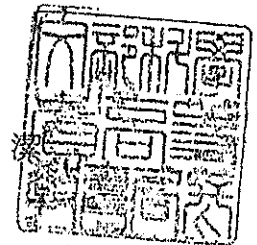
- 具体的には、
- 資金の調達・支弁関係
 - 法的責任関係
 - 単なる労働力の提供ではないことによって判断している。

19文科高第281号
平成19年7月31日

各国公立大学長
各国私立高等専門学校長
独立行政法人大学評価・学位授与機構長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

殿

文部科学省高等教育局長
清水



(印影印刷)

大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）

このたび、別添1のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第22号）が、また、別添2のとおり、平成19年文部科学省告示第114号が、それぞれ平成19年7月31日に公布され、平成20年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成17年1月の中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」における提言等を踏まえ、社会の信頼に応える高等教育の実現のため、学部等における教育力向上のための必要な措置を講じるとともに、その教育の質を保証する上で備えるべき基準をより明確にするものであります。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了解の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 大学設置基準等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第22号）

（1）改正の概要

1 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

① 教育研究上の目的の明確化

大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。 （第2条の2関係）

- ② 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備
- ア 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。(第7条第4項関係)
- イ 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。(第40条の2関係)
- ③ 授業科目の開設
- 大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。(第19条第1項関係)
- ④ 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準
- 大学が、一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法を定めること。(第21条第2項第3号関係)
- ⑤ 成績評価基準等の明示等
- 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。(第25条の2関係)
- ⑥ 教育内容等の改善のための組織的研修等
- 大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。(第25条の3関係)
- ⑦ 科目等履修生等の受入れ
- ア 大学は、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。(第31条第3項関係)
- イ 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数等を踏まえ、適当な人数とするものとする。(第31条第4項関係)
- ⑧ 施設の専用等
- ア 大学は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。(第36条第1項関係)
- イ 基準校舎面積は専用部分の面積とし、当該大学と他の学校等が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、基準校舎面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとする。(別表第3イの表備考第6号関係)

2 高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の一部改正

① 教育上の目的の明確化

高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定め、公表するものとする。こと。（第3条の2関係）

② 授業科目の開設

高等専門学校は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。こと。（第17条第1項関係）

③ 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準

高等専門学校が、一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法を定めること。（第17条第4項第3号関係）

④ 成績評価基準等の明示等

高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。こと。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。こと。（第17条の3関係）

⑤ 教育内容等の改善のための組織的研修等

高等専門学校は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。こと。（第17条の4関係）

⑥ 科目等履修生等の受入れ

ア 高等専門学校は、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。こと。（第21条第2項関係）

イ 高等専門学校は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数等を踏まえ、適当な人数とするものとする。こと。（第21条第3項関係）

⑦ 施設の専用等

ア 高等専門学校は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。こと。（第23条第1項関係）

イ 基準校舎面積は専用部分の面積とし、当該高等専門学校と他の学校等が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該高等専門学校の教育に支障がない限度において、基準校舎面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとする。こと。（第24条第5項関係）

3 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の一部改正

- ① 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備
 - ア 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。 (第8条第6項関係)
 - イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。 (第22条の2関係)
 - ② 授業科目の開設
大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。 (第11条第1項関係)
 - ③ 科目等履修生等の受入れ
科目等履修生等を受け入れる場合の人数については、大学設置基準の規定を準用するものとする。 (第15条関係)
 - ④ 施設の専用
大学院には、専用の講義室等を備えるものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。 (第19条関係)
- 4 短期大学設置基準 (昭和50年文部省令第21号) の一部改正
- ① 教育研究上の目的の明確化
短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。 (第2条の2関係)
 - ② 授業科目の開設
短期大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。 (第5条第1項関係)
 - ③ 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準
短期大学が、一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法を定めること。 (第7条第2項第3号関係)
 - ④ 成績評価基準等の明示等
短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 (第11条の2関係)
 - ⑤ 教育内容等の改善のための組織的研修等
短期大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。 (第11条の3関係)
 - ⑥ 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備
 - ア 短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、

当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。 (第20条第4項関係)

イ 短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。 (第33条の2関係)

⑦ 科目等履修生等の受入れ

ア 短期大学は、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。 (第17条第3項関係)

イ 短期大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数等を踏まえ、適当な人数とするものとする。 (第17条第4項関係)

⑧ 施設の専用等

ア 短期大学は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないものとする。 (第28条第1項関係)

イ 基準校舎面積は専用部分の面積とし、当該短期大学と他の学校等が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該短期大学の教育研究に支障がない限度において、基準校舎面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができるものとする。 (別表第2イの表備考第6号関係)

5 専門職大学院設置基準 (平成15年文部科学省令第16号) の一部改正

① 授業科目の開設

専門職大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。 (第6条関係)

6 その他所要の省令の規定の整備を行ったこと。

(2) 留意事項

1 教育研究上の目的の明確化に関する事項

大学設置基準第2条の2の規定による目的の策定に当たっては、各大学のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即して、体系的な教育課程を提供するとともに、責任ある実践のための人的、組織的体制、物的環境を整えることに資するよう留意すること。また、組織として目的を共有するため、学則、学部規則又は学科規則などの適切な形式により定めるとともに、大学のホームページ等を活用し、これを広く社会に公表するよう留意すること。

2 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備に関する事項

大学設置基準第7条第4項は、大学が二以上の校地において教育を行う場合についても、同第7条第1項から第3項までの規定の考え方の下、それぞれの校地において必要な教育体制がとられるべきことを明確化する趣旨であること。また、その場合において、校地が隣接はしていないものの極めて近接しており、学生に対する日常的な学習相談、進路指導、厚生補導等が支障なく行うことができる体制にある場合など例外的な場合以外については、それぞれの校地における教育体制の核となる専任の教授又は准教授を少なくとも1人以上置くことを求めたものであること。

大学設置基準第40条の2は、教員と同様に、施設及び設備についても、それぞれの校地において実際に行われる教育研究に支障のないように整備すべきことを明確化する趣旨であること。

3 授業科目の開設に関する事項

大学設置基準第19条第1項は、大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設するべきものであることを明確化する趣旨であること。ここでいう「必要な授業科目」とは、各大学が定める卒業の要件を満たす単位数に算入することのできる授業科目を想定していること。

ただし、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することも認められるものであること。なお、このような授業を行う場合には、例えば、

- ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
- ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
- ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
- ④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。

4 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準に関する事項

大学設置基準第21条第2項第3号は、一の授業科目について、講義と実習などの複数の授業の方法を組み合わせた授業科目の導入が容易にできるよう、その取扱いを明確化したものであること。

なお、同項同号の規定により単位数を計算する場合においても、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするものであること。また、「前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間」を定めるに当たっては、例えば、講義と実験とを組み合わせる授業科目の場合は、

講義及び実験の授業時間数をそれぞれ x 、 y とすると、 $ax + by$ (a : 1 単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である 45 時間を同項第 1 号の規定により講義について 15 時間から 30 時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値、 b : 同じく 45 時間を同項第 2 号の規定により実験について 30 時間から 45 時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値) が 45 となるように x 及び y の値を定めること。

5 科目等履修生等の受入れに関する事項

大学設置基準第 31 条第 3 項の「相当数」については、個別具体の事例に則して判断されることになるが、例えば、科目等履修生等の数を履修科目の単位数を勘案して学生数に換算した上で、本来の学生数と合わせて収容定員を大幅に超える場合などが想定されること。

同条第 4 項の「第 24 条の規定を踏まえ」については、一の授業科目について同時に授業を行う学生数並びに授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を踏まえるという趣旨であること。

6 成績評価基準等の明示等に関する事項

大学設置基準第 25 条の 2 第 2 項に規定する学修の成果に係る評価等の基準については、各大学が作成するいわゆるシラバスに記載するなど、学生に対して明確に提示するよう留意すること。

7 教育内容等の改善のための組織的な研修等に関する事項

大学設置基準第 25 条の 3 の規定によるいわゆるファカルティ・ディベロップメント (FD) については、これまで努力義務であったものを義務化するものであるが、これは大学の各教員に対し義務付けるものではなく、各大学が組織的に実施することを義務付けるものであること。これを踏まえ、各大学においては、授業の内容及び方法の改善につながるような内容の伴った取組を行うことが望まれること。

8 施設の専用等に関する事項

大学設置基準第 36 条第 1 項は、大学の施設は、他の機関との共用ではなく当該大学の専用であることが原則であることを明確にしたものであること。また、「教育研究に支障がないと認められるとき」とは、例えば、大学設置基準に定める基準校舎面積を超えて校舎を有し、その超えている部分を他の機関と共用する場合などが想定されること。

なお、大学が、教育上支障のない場合に、一時的に大学の施設を社会教育その他公共のために利用させることは、学校教育法第 85 条の規定により認められていること。

大学設置基準別表第 3 イの表備考第 6 号については、同一敷地内又は隣接地に大学と短期大学、高等専門学校又は専門学校等を置いている場合に、それぞれの学校等の基準校舎面積を合算した面積を全体として有していれば、教育研究に支

障がない限度において共用を認めるという趣旨であること。

9 その他

上記1～8に記載する事項は、大学設置基準だけでなく、高等専門学校設置基準、大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職大学院設置基準における同様の改正事項についても、同様の考え方であること。なお、上記1、4、6及び7については、平成18年の大学院設置基準の改正により、大学院について既に措置されているものであること。

第二 平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の一部改正（平成19年文部科学省告示第114号）

- 1 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができるいわゆる「遠隔授業」については、大学教育の質を保証する上で備えるべき基準をより明確にするため、インターネット等を活用した授業の場合、毎回の授業の実施に当たって行うこととされている設問解答等について、指導補助者が教室等以外の場所において学生に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、十分な指導を行うこととしたこと。

ここでいう「指導補助者」は、当該授業を行う教員の補助として、当該教員の指導計画の下で、当該教員と密接な連絡をとりつつ学生等に対して質疑応答等の指導を行う者を指し、当該授業の分野に係る学士以上の学位を有しているなどこれらの指導を十分に行い得る資質能力を有する者であること。なお、学生等の成績評価は当該授業を行う教員の権限と責任において厳正に行うこと。また、「その他の適切な方法」としては、当該授業の終了後すみやかに指導を行うことを前提として、例えば、電話、ファックス、電子メールを活用することも想定されること。

- 2 なお、短期大学及び高等専門学校についても、これらと同様の告示の改正を行うこと（平成13年文部科学省告示第52号及び同告示第53号）。

第三 施行期日

本通知に係る省令及び告示については、平成20年4月1日から施行することとしたこと。

(本件担当)

高等教育局大学振興課法規係
電話：03-5253-4111(内線2493)

大振-8

大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについて

平成18年1月

- 学校教育法の規定上、大学の教学面の権限と責任は学長に委ねられていることから、日々の授業の実施についても、教育課程の編成等と同じく、学長の権限と責任の下で展開されることが必要。
→このことから、大学の「教員」にも、学長の権限と責任の下に授業を行うことが求められている



近時、大学と企業が「請負契約」を締結し、企業に雇用されている者が、当該契約に基づき「外部講師」として大学において授業を行う（単独で/授業を行う教員の補助者として）ような構想が散見されるが、この場合、以下の諸点に留意すべきであるので、その具体的な取扱いについては、文部科学省及び所管の地方労働局等の確認を得ることが望ましい。

【留意点】

<大学教員の位置付け>

- ◆学校が責任をもって教育を実施するには、実際に教育にあたる教員について、人事権、懲戒・分限権、指揮・監督権を学校が有することが必要であり、そのためには、教員は当該学校に直接に雇用される者であることが一般的である。

<請負契約の性質>

- ◆請負契約の性質上、大学から当該外部講師に対して指揮命令をすることはできないことに留意することが必要。
- ◆請負契約の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望する外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要。

→これらのことから、一般的には、請負契約による講師は、学長の権限と責任の下において、自ら授業を行うことが困難であり、その役割は、授業を行う教員を補助する業務に限定される可能性が高い。